

平成27年7月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成27年7月31日（金） 午前9時30分

2 出席委員

森 武 洋	委員長
荒 川 由美子	委員長職務代理者
齋 藤 道 子	委 員
三 浦 溥太郎	委 員
青 木 克 明	委 員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	大川原 日出夫
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
教育総務部教育政策担当課長	草 野 純 也
教育総務部生涯学習課長	高 木 厚
教育総務部教職員課長	福 島 淳
教育総務部学校管理課長	菅 野 智
学校教育部長	伊 藤 学
学校教育部教育指導課長	丸 瀬 正
学校教育部支援教育課長	丹 治 美穂子
学校教育部学校保健課長	藤 井 孝 生
学校教育部スポーツ課長	三 橋 政 義
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	稲 森 但
美術館運営課長	佐々木 暢 行
教育研究所長	武 田 仁

4 傍聴人 6名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に青木委員を指名した。

- 日程第2 議案第35号及び日程第3 議案第36号は、今後市長が議会に提案する案件であるため秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。

- 教育長報告
 前回の定例会から本日までの報告事項

- 教育長報告

(青木教育長)

それでは、平成27年6月27日から本日までの主な所管事項について、ご報告いたします。

まず、学校では、7月21日から夏季長期休業が開始されておりますが、全ての小学校において、21日は授業日数増加に関する試行日として授業を行いました。ろう学校においても、この日に試行いたしました。給食もこの日まで行っております。また、翌22日には、小学校2校で引き続き試行を行いました。長期休業期間の25日土曜日と26日日曜日の両日、中学校6校の演劇部による演劇発表会が、はまゆう会館において行われました。いずれの学校も、部活動での練習の成果を発揮する場として熱演されました。審査により選ばれた最優秀校浦賀中学校は、12月に行われる県大会への出場が決まっております。

また、26日日曜日には、児童による学区対抗のソフトボール大会とミニバスケットボール大会が追浜公園と横須賀アリーナにおいて行われました。ソフトボールは25チーム、ミニバスケットボールは24チームが参加し、それぞれ熱戦が展開されました。

博物館では、夏休みの企画展示として、「標本いろいろ—しらべる・のこす・みせる—」を7月4日から8月30日の日程で開催しています。会期中にはワークショップや学芸員による展示解説などを予定しております。

美術館では、6月27日から8月30日の日程で、大人から子どもまで楽しめる展覧会として、「ウルトラマン創世記展」を開催しています。現在まで多くの家族連れでにぎわっており、夏休み期間中に多くの方が鑑賞されるよう期待しているところでございます。

最後になりますが、長期休業に先立つ14日には、本年度第2回の市立学校長会議を開催し、会議の冒頭私から、7月5日に岩手県矢巾町で起きた中学校2年生の自殺と思われる事案を教訓として、かかることが本市の教育界で起こることがないように、いま一度学校運営を再点検するよう訓示をいたしました。

私からの報告は以上でございます。

(質問なし)

日程第1 議案第34号『教育職員手当等支給規則中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(教職員課長)

それでは、議案第34号『教育職員手当等支給規則中改正について』をご説明いたします。

今回、議案として提出させていただきましたのは、教育職員手当等支給規則第5条の4、「通勤手当の返納」、第5条の5第1項及び第2項、「期末手当及び勤勉手当の支給の特例」についてでございます。

1ページをごらんください。今回の改正は、大学院修学休業制度を利用して休業をした場合、その休業期間の通勤手当、期末勤勉手当の扱いについて定めるものであります。

大学院修学休業制度とは、教育公務員特例法の第26条で規定されており、公立学校の教諭が任命権者の許可を受けて、専修免許状を取得するため1年を単位とする3年を超えない期間、国内外の大学院へ在学し、その課程を履修するために休業をすることができる制度でございます。

なお、休業中も身分は保障されますが、給与の支給はありません。

改正内容についてですが、「通勤手当の返納」は、大学院修学休業による休業期間が月の初日から末日までの期間の全日数にわたり、1日も出勤しなかった場合にその月について通勤手当を返納させるものです。

次に「期末手当及び勤勉手当の支給の特例」は、大学院修学休業による休業期間について、期末手当の算定に係る在職期間については、休業期間の2分の1を除算し、勤勉手当の算定に係る勤務期間については、休業期間全てを除算するものです。

なお、施行日は公布の日、9月1日といたします。

以上で説明を終えさせていただきます。

(齋藤委員)

今ご説明いただいたものと直接ではないのですが、今これに該当するような大学院に行っていらっしゃる職員の方というのは、人数としては大体どれぐらいいらっしゃるのでしょうか。教えていただけますか。

(教職員課長)

今現在、こちらにお示しいたしました大学院修学休業制度に係る研修等で外へ出ている職員はおりません。最近は、一番直近でも、平成22年、23年に、現在小学校の教頭になっている者が中学校の総括教諭の時代に2年間を活用いたしまして国内の大学で、国語の免許をお持ちでしたので、国語の専修免許を取得するために、1名がそちらのほうに赴きました。それ以降はおりません。

(齋藤委員)

わかりました。ありがとうございます。

(森武委員長)

では、私のほうから1点お伺いしたいのですけれども、そもそもの大学院修学に関する法律というのは昔からあったと思うのですけれども、今回この規則を整備されようとしたのは、今後こういうものを利用される方が出てくることが想定されるのか、あるいは現にそういう申請が出始めているとか、何かそういう事情があるのであれば、教えてください。

(教職員課長)

今のご質問ですが、今回申請されたのは市立総合高校の全日制の教諭なのですが、制度そのものの周知というのが、いわゆる県費の公立小中学校では今までも案内として示させていただいていたのですが、総合高校の今回申請された教諭も、かつては中学校籍で英語の教諭をしておりまして、そのときに県費の教職員にはそういう制度があるということで、総合高校の教諭として英語力を研鑽して、さらに横須賀市で還元したいというお話を昨年時点で伺っていただき、また今回も校長先生を通じてご相談をいただきまして、それで横須賀市の教育制度に照らし合わせまして整備を進めてきたわけなのですが、今回、総合高校では1人目ということになるわけですが、1年間のイギリスのロンドンに研修へ行きますので、そちらを経て横須賀市に成果を還元していただいて、もしかすると2人目、3人目ということも考えられるわけなのですが、その先駆者として行っていただくに当たりまして条例等の整備をと今回考えさせてい

ただきました。

(森武委員長)

わかりました。ありがとうございます。

討論なく、採決の結果、議案第 34 号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第 4 請願第 1 号『平成 27 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択に関する請願』

委員長 議題とすることを宣言

請願事項について、書記が朗読

委員長 関係理事者から所見を聴取

(教育指導課長)

では、所見を述べさせていただきます。

教科書の採択については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条第 6 号において、教育委員会の職務権限とされております。したがって、教育委員会では、全ての教科書に対して、日本国憲法、教育基本法のもと、学校教育法第 21 条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及びその施行令等の法令にのっとり、平成 28 年度使用教科用図書採択基本方針を決定し、多面的、多角的に評価できるように定めた観点のもと、教科書採択を実施します。この方針に基づき、教育委員会の権限と責任において、すぐれたものを採択するという原則を貫いてまいります。

(青木委員)

ただいま所見等についてご質疑がないようですので、この請願の取り扱いについて意見を述べさせていただきます。

まず請願についてですけれども、先ほど教育指導課長から所見が述べられたとおり、教科用図書の採択につきましては、本年 4 月の定例会において議案第 24 号で議決された基本方針にのっとり、教育委員会の権限と責任において、すぐれたものを採択することになります。

次に請願の取り扱いについてですけれども、横須賀市の教育委員会の会議規則には、請願についての採択・不採択という規定はございません。したがって、請願者の方に対しましては、先ほど教育指導課長から説明のありました所見をもちまして、教育委員会の所見として回答することでいかがかということで提案させていただきます。

(森武委員長)

ただいま青木委員から請願の取り扱いについてご意見がありました。他の委員からご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

(森武委員長)

それでは、ご意見もないようですので、教育指導課長から陳述のあった所見を教育委員会の所見とすることとし、請願者に対して書面により回答することとしてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項(1)『公益財団法人横須賀市生涯学習財団の経営状況報告について』

(生涯学習課長)

報告事項(1)「公益財団法人横須賀市生涯学習財団の経営状況」につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、ご報告いたします。

なお、ご報告いたします平成26年度事業報告及び決算は、生涯学習財団の定款第9条に基づき、理事長が作成し、平成27年5月12日に監事の監査を受けた上で、5月19日に理事会の承認を経て、6月4日の定時評議員会に提出され、承認を受けたものでございます。

また、平成27年度事業計画及び収支予算は、定款第8条に基づき、理事長が作成し、平成27年3月20日に理事会の承認を受けたものでございます。

恐れ入りますが、お手元の「経営状況説明書」の表紙をおめくりください。平成26年度事業報告書の1、概要でございます。1ページから2ページにかけ

まして、「概要」、「役員等に関する事項」、「会議の開催状況」及び「寄附を受けた財産」を記載しております。

3 ページから、平成 26 年度の事業実績を記載しております。「公益目的事業」と「収益事業」に分かれております。まず、「公益目的事業」の「Ⅰ 文化活動及び生涯学習活動の支援」でございます。「1. 文化生涯学習活動支援事業」、「(1) 文化生涯学習事業助成」では、助成要綱に基づきまして、対象経費の 20%、10 万円を上限として、3 ページから 4 ページに記載の 16 件に助成いたしました。

4 ページの「(2) 文化生涯学習事業協賛」では、記載の 7 行事に生涯学習財団賞を贈呈したほか、41 件に後援名義使用を承認いたしました。

「2. 文化・生涯学習情報の収集提供・学習相談事業」では、4 ページから 6 ページに記載の「Yokosuka まなび情報」ほか、学習情報の収集提供、月刊情報紙の発行、ホームページの管理、学習相談、情報コーナーの運営を実施いたしました。

6 ページをごらんください。「3. 学習成果の地域活用事業」では、学習で得た知識や技術を地域活動に生かすことを支援するもので、平成 26 年度から新たに指定管理事業としたものでございます。

6 ページから 9 ページに記載の「Yokosuka まなび情報 A B C プラン」や「地域活動サポーター養成講座」などを実施いたしました。

10 ページをお開きください。「Ⅱ. 文化活動及び生涯学習活動の普及」でございます。「1. 受託文化事業」では、横須賀市の文化振興課からの委託を受けて、市民文化祭 23 事業、組曲「横須賀」演奏会ほか 3 事業を実施いたしました。

12 ページをごらんください。「2. 横須賀市市民大学事業」でございますが、15 ページまでに記載された 61 講座を実施し、市民の高度で多様な学習ニーズ、地域課題に対応する講座などを実施いたしました。

このほか、15 ページから 18 ページに記載の「3. その他の普及事業」では、子ども、親子、シニア対象の事業などを実施いたしました。

19 ページをごらんください。「Ⅲ. 文化及び生涯学習に関する活動拠点施設の管理運営」でございます。「1. 横須賀市生涯学習センターの管理運営事業」でございますが、貸館事業といたしまして、施設の利用は、利用件数 5,545 件、利用者数が 9 万 8,093 名で、平成 25 年度に比べまして、利用件数が 491 件、利用者数が 2,783 名の増加で、利用率は 2.1% 増加し、72.1% ございました。

20 ページをごらんください。「2. 調査研究事業」では、生涯学習センターの効率的な運営、円滑な事業推進のため、20 ページから 22 ページにかけての研修、他の機関との連携事業などに参加いたしました。

23 ページをごらんください。「収益事業」でございます。Ⅳ、Ⅴの 2 事業につきましましては、事業で得た収益を公益目的事業の財源に充当するために実施いた

しました。

それでは、25 ページをお開きください。平成 26 年度決算についてご説明いたします。

生涯学習財団は、公益財団法人として、公益法人会計基準にのっとりた会計処理を行っております。この基準は、収支予算書や決算書ではなく、資産から負債を引いた「正味財産」について、増加原因の収益と減少原因の費用によって、財産の状態や増減の内容をあらわす損益方式で行うものでございます。

25 ページは、平成 26 年度末の財産状態を示す「貸借対照表」でございます。科目に記載のとおり、「Ⅰ 資産の部」、「Ⅱ 負債の部」、「Ⅲ 正味財産の部」の 3 つの部に分かれております。資産合計から負債合計を引いたものが、下から 2 行目の正味財産合計で、4 億 9,254 万 4,336 円となっております。なお、財団の固定資産には建物、土地などはなく、また負債には借入金などもございません。平成 25 年度の正味財産合計と比較しまして、一般正味財産が 90 万 252 円の減となっております。財団の運営状況につきまして、平成 26 年度は、「一般正味財産」が 90 万 252 円の減となっておりますが、一般正味財産が約 6,600 万円でございますことから、収益を目的としない公益財団法人の運営としては、安定しているものと判断しております。

26 ページをお開きください。貸借対照表の内訳を公益目的事業会計、収益目的事業会計、法人会計であらわした「貸借対照表内訳表」でございます。

27 ページをごらんください。生涯学習財団の収益と費用の状況は、この「正味財産増減計算書」でご説明させていただきます。個々の決算額につきましては記載のとおりでございます。左の科目をごらんください。「Ⅰ 一般正味財産増減の部」は、「1. 経常増減の部」と 28 ページの「2. 経常外増減の部」に分かれます。

27 ページの「1. 経常増減の部」からご説明いたします。「(1) 経常収益」は、基本財産運用益、特定資産運用益、事業収益、受取寄付金に分かれております。基本財産運用益、特定資産運用益は、それぞれ、基本財産、特定資産を運用して得た受取利息でございます。事業収益は、各事業における収益でございます。主な項目は、受託事業収益、入場料収益、指定管理料収益、貸館利用収益、市民大学事業収益、普及事業収益などでございます。

前年度との比較における主な増減理由でございますが、指定管理料収益は、平成 26 年度から新たに施設の管理に係る電気料金を負担することとしたこと、新規事業の学習成果の地域活用事業費が増となったこと、消費税率の引き上げなどで 575 万 7,320 円の増となっております。

貸館利用料収益は、施設利用者数の増と消費税率の引き上げによる利用料の改定により、85 万 7,150 円の増となっております。

市民大学事業収益は、受講者の満足度を上げるため、少人数講座をふやしたことで、延べ受講者数が減少したため、62万4,370円の減となっております。

普及事業収益は、自主事業のパソコン基礎講座の廃止などにより、受講料が100万5,820円の減となっております。なお、パソコン講座につきましては、市民大学講座に振りかえて継続実施しているところでございます。

受取寄付金は、公益目的事業を対象として受けた寄付金でございます。

次に、経常収益計をごらんください。当年度の経常収益計は、1億2,295万3,713円で、前年度より517万4,157円の増となっております。

次に、「(2) 経常費用」をごらんください。経常費用は、事業費と管理費に分かれます。事業費の主な項目は、給料手当などの人件費、印刷製本費は、月刊情報紙の印刷代など、賃借料は、市民大学などの会場使用料、諸謝金は、市民大学などの講師の謝礼金など、委託費は、市民文化祭開催、市民大学のTOEIC講座とパソコン講座の委託料などでございます。管理費は、生涯学習財団の総務管理の費用で、給料手当などの人件費、租税公課などでございます。

主な増減理由は、給料手当が、事業費と管理費の合算で約195万9,000円の増となっております。給与は、本市職員の給与体系に準拠しており、増の原因は、前年度からの減額支給の終了、給与改定、昇給によるものでございます。また、臨時雇賃金は、新規の学習成果地域活用事業の実施、賃金単価改定などで、事業費と管理費の合算で約102万5,000円の増となっております。事業費では、光熱水料費が約159万円の増、賃借料では、事務室のパソコンを更新したことなどで約101万3,000円の増となっております。

28 ページをごらんください。管理費の租税公課が、消費税率の引き上げなどで約68万9,000円の増となっております。

経常費用計は、当年度1億2,385万3,965円で、前年度より582万8,460円の増となっております。

表の中ほど、当期経常増減額をごらんください。経常収益計から経常費用計を引いたものでございますが、当年度はマイナス90万252円でございます。「2. 経常外増減の部」はございませんので、当期一般正味財産増減額はマイナス90万252円となっております。

下段の「Ⅱ 指定正味財産増減の部」は、変動ございません。

一番下のⅢ、平成26年度の正味財産期末残高は、前年度から90万252円減の4億9,295万4,336円でございます。

29 ページは、事業会計ごとに事業の区分、事業名などを記載した事業・組織体系図でございます。

30 ページをごらんください。これは、29 ページの事業区分ごとに収益と費用の内訳を記載した正味財産増減計算書内訳表で、33 ページまで記載してありま

す。公益財団法人の認定基準では、全会計の経常費用の合計に占める公益目的事業会計の経常費用の合計の割合である公益目的事業費率は50%以上あることが必要とされておりますが、生涯学習財団の割合は約74%でございました。

34 ページをごらんください。公益法人会計基準の運用指針によりまして記載するもので、「財務諸表に対する注記」、1枚おめくりいただきまして、36 ページに「付属明細書」、37 ページに「財産目録」を記載しております。財産目録には、年度末における全ての資産と負債について、名称、数量、価格等を表示しております。

39 ページには監査報告書を記載しております。

以上が、平成26年度の事業報告でございました。

引き続きまして、平成27年度の事業計画書及び予算についてご説明いたします。40 ページをお開きください。平成27年度の基本方針と事業概要でございませぬ。事業は、公益目的事業3事業、収益目的事業2事業で、変更はございません。

事業計画は、41 ページから52 ページに記載のとおりでございませぬ。

53 ページから59 ページに収支予算書等を記載しております。

60 ページの「資金調達及び設備投資の見込みについて」は、平成27年度の見込みはございません。

以上で、公益財団法人横須賀市生涯学習財団経営状況につきましてもの報告を終わらせていただきます。

(三浦委員)

27 ページの光熱水料費、昨年度がゼロ円となっているのですけれども、これは何か組み替えたのでしょうか。

(生涯学習課長)

26 年度から指定管理事業者の更新ということがございまして、その更新の際に、これまでこの経費につきましては市のほうで負担していたところも指定管理事業者に負担していただくという協定の変更をいたしました関係で、昨年度から新たに計上されているということでございませぬ。

(三浦委員)

わかりました。

(森武委員長)

では、私のほうから1点お伺いしたいのですけれども、例えば3 ページから

の事業実績の説明のところで、それぞれ、例えばⅠの「1. 文化生涯学習活動支援事業」であれば自主事業とか、指定管理事業、あともう一つ、受託事業ですか、3つの事業の分類がされているかと思います。一方、例えば26ページ以降でいいますと、今度は公益財団法人としての分類で、公益目的事業と収益目的事業とに分けられていると思うのですけれども、このそれぞれの関係について、少しわかりにくいところがあるかと思いますので、もし可能であれば、簡単にご説明いただけますでしょうか。

(生涯学習課長)

公益目的事業と収益目的事業と、あと法人会計の区分につきましては、県のほうで公益財団法人の認定を受ける際に、公益法人認定法に基づきまして、この事業については公益事業の区分に整理してください、この事業については収益事業に区分してください、それぞれの事業にかかる経費について、このものについては法人会計に区分してくださいということで、認定を受ける際にその割合というのが決定されています。その区分の中でこの3つの会計に分けているところでございまして、公益目的事業ということについて概要をご説明させていただきますと、公益法人認定法という法律がございまして、この第2条第4号において、次の2つということで、公益事業の定義がされております。1点目といたしましては、学術、技芸、慈善その他の公益に関する23種類の事業ということで列記されておりました、あともう一つが公益目的事業の定義として、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」というものが公益目的事業に位置づけられております。それ以外の事業で生涯学習財団が運営して県の公益認定として受けているものが収益目的事業ということでご理解いただければと存じます。

(森武委員長)

わかりました。ありがとうございます。

それで、例えば、公益的事業の中に指定管理の事業というのは当然多数含まれていると思うのですけれども、指定管理というのは、横須賀市が公募で指定管理をとってその事業を行われているということになるかと思うのですけれども、こういうことをやってくださいということが決まっていることを受けてやっておられると思うのです。その場合、例えばどこのお金かとか、あるいは指定管理であるか自主財源であるかは関係なくて、そのやった中身によって公益目的か収益目的かが決まるという理解でよろしいわけでしょうか。

(生涯学習課長)

指定管理で協定を結んでいる事業につきましてもあくまでも指定管理事業という形になりますけれども、その区分と、公益目的事業と収益目的事業という区分につきましても、また別の分類の中で公益認定の関係で整理されているといった状況で事業執行をしているということになります。

(森武委員長)

なるほど、わかりました。ありがとうございます。

(齋藤委員)

50ページから51ページにかけての市民大学の事業一覧の表についてなのですが、そこにコースというのがございまして、「研究」とか「一般」とか「参加」とかというのがあるのですが、この中の「参加」は何かわかるのですが、「研究」と「一般」というのはどういう違いがあるのか、教えていただきたいのです。

(生涯学習課長)

このコースの設定につきましては、新たに平成27年度の事業の中から区分していったということがございますけれども、これまで講座の内容につきまして、なかなか受講される方にその内容がタイトルだけではわかりにくいということがございましたので、ことしから「仲間づくり」を全講座の共通の目標とするということがございますけれども、「研究コース」、「参加体験コース」、「一般コース」という区分を新設することで、受講される方にどういう内容なのかというのがわかりやすく整理させていただくということで付加したものでございまして、今までやっていなかったものを新たに今年度からつけ加えて実施するものではないということでご理解いただければと思います。

(齋藤委員)

確かに昨年度まではこういうコースはなかったと思うのですが、例えば募集なさるときにそのコースまでお示しになるとしたら、「研究」と「一般」というのが何か少しわかりにくいような気がするのですが、いかがでございでしょうか。

(生涯学習課長)

そうしましたら、申しわけありませんが、この資料の45ページをごらんいただきたいと思います。「3. 横須賀市市民大学事業」というものがございまして、上から7行目から「研究コース」、「参加体験コース」、「一般コース」という形で分けてございます。それぞれの区分けの説明として、「研究コース」につつま

しては、学習成果の発表を目標に、最終回もしくは講座終了後に成果発表に取り組んでいただくようなコースです。さらに「参加体験コース」というものになりますと、ただお話を聞いていただいで学んでいただくということではなくて、講座・講演の中でみずからも参加していただいで、フィールドワークとかワークショップの実習を取り入れた講座といったものでございます。「一般コース」といたしましては、ご出席いただいでお話を聞いていただいで、知識とかさまざまなことをお持ち帰りいただくといい区分に分けていくという観点でのコース区分の設定ということでご理解いただければと思います。

(齋藤委員)

ありがとうございます。募集のときにその辺をわかりやすく説明をしていただければ、お選びになる方が迷われないと思いますので、その辺のご配慮をお願いいたします。

(生涯学習課長)

そのようにしたいと思います。

(荒川委員)

同じく 50 ページのところなのですが、対象のところに「幼児の親」とか「乳児の親」とか「母親」とあるのですが、そこで参加される方に、託児施設とか、その場所のようなものは用意されているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

(生涯学習課長)

これにつきましては用意しておりますが、ただ、もし託児が必要ない場合には不要になってしまいますので、申し込みをしていただいで際に、託児が必要な方についてはあらかじめお申しつけくださいということでお話をいただきまして、そういう方がいらっしゃった場合には用意して対応させていただくという運びになっております。

(荒川委員)

そうですか。ありがとうございます。安心いたしました。

(森武委員長)

私のほうからもう一点お伺いしたいのですが、先ほど齋藤委員の質問にございましたコースの分類なのですが、そのご説明はよくわかったの

ですけれども、例えば 45 ページの説明のところ、「研究コース」というのが、「学習成果の発表を目標に、最終回もしくは講座終了後に成果発表に取り組む」ということで、結構ハードルが高そうなことが書かれているのです。そのコース欄を見ますと、結構たくさん「研究」と分類されているものがあるのですが、それぞれのコースが、話を聞いて、例えば感想を持つだけではなくて、何か成果発表のようなことは実際にやられているのかどうか。あるいはこの成果発表ではどの程度のものでやられているかというのがもしわかれば教えてください。

(生涯学習課長)

成果発表につきましては、講座によって、相当のペーパーにして出していただくものもあれば、最終的に感想のような形でお話を発表していただくものまで種々ございまして、これからの方向性といたしましては、講座や講演会に参加していただいて、そのまま聞いてお持ち帰りいただくということではなくて、そこで学んでいただいたことを最終的に発表していただくとか、もしくは地域に持ち帰っていただいて、地域で活用していただくといった方向で取り組んでいきたいと考えてございますので、今後その部分で研究成果の発表というところにつきましては、充実させていただきたいと考えている少し発展途上の部分であるということをご理解いただきたいと思います。

(森武委員長)

わかりました。今のご説明でよくわかったのですけれども、募集のときに 45 ページに書いてある「研究コース」の中身をそのまま例えばパンフレット等に掲載してしまうと、何か、例えば大学等の授業ではないですけれども、最後にテストをされるのではないかとか、あるいは学んだことを 1 人 5 分説明しなさいとか、せつかく市民大学ということで幅広い方々に受講していただくのですけれども、その方々が萎縮してしまわないかなという心配がございました。もちろん、感想とかをできる範囲で述べていただいて、それを次につなげたり、あるいはご本人が整理されるのに使われるということは非常にいいことだとは思いますが、余りこの成果発表が強調されますと、申し込むときに気軽に申し込みにくくなる可能性がございますので、そのあたりをもう一工夫できればお願いしたいと思います。

(生涯学習課長)

より多くの方に興味関心を持っていただいて市民大学に参加していただくという意味では大変大切なことだと思っておりますので、そうした部分でハード

ルが高くなってしまって足が遠のくということがないような形できちんとご案内をして、多くの方に参加していただけるような体制で取り組んでまいりたいと思っております。

(森武委員長)

よろしく願いいたします。

(三浦委員)

昨年度の収益のところで市民大学事業収益が減ったというお話がございましたけれども、一つ一つの講座の人数を減らしたからトータルで減ったという意味なのでしょうか。

(生涯学習課長)

講座数につきましては、昨年度、平成 25 年度に比べまして 3 講座ふやしております。さらに、その講座の中で、何かまにわたってということがあるのですが、そのこま数につきましては 9 こまふやしているところでございますけれども、例えば紫式部の歴史の講話ということで、大きな会場に 120 人を集めて、受講者の方が 150 人も来るといった形の講座から、例えばベンチャー企業の起業を目指している方々を対象とした講座を実施するといった場合には定員が 20 人だという形で、少人数制の講座を実施しなければいけないということがございまして、講座数もこま数もふえているのですが、今回は定員数として 3 名減っております。当然その数の減少に伴って受講者数も減ってきているということでございまして、受講料につきましても減少しているということでございます。今後は、大きい講座の部分の実施と、新しい展開の講座の実施と、ここの均衡をうまくとりながらということで調整して進めてまいりたいと考えております。

(森武委員長)

今のご説明ですと、特に講座数をふやしたけれども、例えば、応募者数が少なかったというよりは、むしろいろいろ講座の種類によって定員を適切に管理したために、定員が減っている関係で、もともと人気があっても入れる方の数が限られたので、結果的には収益的に見ると少し下がっているという理解でよろしいわけでしょうか。

(生涯学習課長)

そのとおりでございます。

(森武委員長)

わかりました。

報告事項（２）『除染土砂埋設地の放射線量測定結果について』

(学校管理課長)

それでは、報告事項（２）「除染土砂埋設地の放射線量測定結果について」をご説明させていただきます。

「１ 放射線量測定」ですが、資料に記載の期間に実施し、測定対象は、小学校 27 校、中学校 13 校、及び総合高校、ろう学校、養護学校の計 43 校であります。

今回の測定の目的は、平成 23 年 11 月から 12 月及び平成 24 年 6 月に除染土砂を埋設した場所の放射線量の変化を確認するためのもので、測定に当たっては、小学校、ろう学校、養護学校では、地表高 1 センチ、50 センチ、1 メートルで測定し、中学校、総合高校では、1 センチ、1 メートルで測定を行いました。

「２ 測定結果」ですが、2 ページをお開きください。「除染土砂埋設地の測定結果」であります。この一覧表は、平成 23 年 11 月に全校で側溝等の測定を行い、除染基準を超える土砂を埋設した場所を測定した結果であり、その後の再測定の結果を左から順に記載しております。今回の測定結果は一番右側の欄になります。前年の測定と比較して、放射線量はほぼ同等でありました。

なお、平成 23 年の埋設時から継続して測定を行っていますが、過去の測定時において数値が上がっている箇所があります。これは、埋設地の上に側溝清掃土を置いたことが原因ですが、除染土砂埋設地は通常児童生徒が立ち入らない場所であり、除染基準以下であることから安全性に問題はないと考えています。

1 ページにお戻りください。「３ 除染土砂埋設地の周知」ですが、測定時には、学校管理職の立ち会いの上行っていますので、各学校とも埋設場所は把握しており、児童生徒に指導するようお願いしております。

また、本年 3 月の市立学校長会議において、新年度に向けて、埋設場所の周知と児童生徒への指導を各学校長に依頼しました。

さらに、市民対応としては、ホームページに測定結果、埋設場所の位置図、写真を掲載していますので、周知は図られていると考えています。

「４ 本市の除染の「目安」と国の「基準（目安）」」ですが、本市の除染基準値は、資料に記載のとおりとなっています。

以上で報告事項（２）「除染土砂埋設地の放射線量測定結果について」の説明を終わります。

（森武委員長）

では、私のほうから１点質問させていただきたいのですけれども、１ページの２番の測定結果の説明のところ、平成 23 年の埋設した時期よりも数値が上がっているところは、今年はないようなのですが、昨年、一昨年ぐらい、数カ所あったということで、これは埋設地の上に側溝清掃土を置いたことが原因であるということを書かれていますけれども、このように側溝清掃土を今年度も置かれているのか、あるいはこれは数年前に特異的に行われた事象なのか、そのあたりについて何か情報があれば、教えていただけますでしょうか。

（学校管理課長）

側溝清掃は定期的に行っているのですが、毎年行うのではなく、たまった段階で側溝清掃をするということなので、平成 26 年度とか平成 25 年度に若干上がっている数字はあるのですが、平成 27 年度においては、埋設地の上に側溝清掃土を置いたということはなかったもので、前年度との比較としては余り変わりがないということです。ですが、その他の学校においては、埋設地とは違うところに除染したものを置いています。そういうものについてもその都度測定はしております、数値は確認しているところなのですけれども、高い数値が出ているということはありません。

（森武委員長）

私が聞きたかったのは、４年前ですか、事象が起こって以降一度も側溝清掃をしていなかったような場所を新たに削った場合にこの２年前とか昨年のように数値が上がるケースがあるのかなと思ったのですけれども、定期的に側溝清掃をされている場合は、新たに側溝清掃土をどこかに置いたからということで、測定に行かれてもほとんど高い値は出ていないという理解でよろしいわけでしょうか。

（学校管理課長）

今、委員長がおっしゃるとおり、側溝清掃をした場合は、必ず測定しております。その際にはこういう測定をしているのですけれども、高い数字というのは一度も出たことが今までありませんので、多分、当時、平成 23 年、平成 24 年に集中的にやって、ある程度高いものは取り除かれているのではないかと思っております。

(森武委員長)

わかりました。ありがとうございます。

(齋藤委員)

1点お尋ねしたいのですが、1ページの3番に係ることなのですが、埋設した場所に子どもたちが近づかないようにということを各学校の校長先生などにもきちんと周知していただいているということなのですが、実際に測定に行かれて、その辺にきちんと、子どもたちが立ち入らないようにという、単に言葉だけで「行ってはいけないよ」ではなくて、実際に立ち入れないように、いわば安全柵のようなものは整備されているのでしょうか。その辺を教えてくださいたいのです。

(学校管理課長)

埋設している場所については、各校でさまざまな場所がありまして、子どもたちが立ち入れない場所というか、物理的には入れないような場所もありますし、学校によっては、三角コーンなどで、ここに立ち入らないようにということを表示してある学校もあります。学校の埋設地によってそれぞれやり方はあるのですが、わかるような形にはなっております。

(齋藤委員)

ありがとうございます。子どもたちが知らないで近くに行ってしまうということがないように、ご配慮されていると思うのですが、くれぐれも学校のほうにも改めて周知をお願いしたいと思います。

報告事項（3）『市立幼稚園の廃園に向けた取り組みの進捗状況について』

(教育指導課長)

では、教育指導課から、「市立幼稚園の廃園に向けた取り組みの進捗状況について」ご報告します。

報告事項（3）の資料をごらんください。

まず「1 取り組みの進捗状況」ですが、平成27年4月教育委員会定例会で報告した「市立幼稚園の今後の在り方」について、第2回市議会定例会教育福祉常任委員会で報告しました。その後、まず園長を初めとした関係者に、次に市立幼稚園園児の保護者及び地域住民の方を対象に、市議会に報告した内容に

ついて説明いたしました。これまでの取り組みについては、記載のとおりです。

次に「2 議会での意見等」ですが、廃園そのものに反対という意見は少数でしたが、こども育成部が整備を計画している「(仮称)中央こども園」の開園時期と廃園の時期を合わせたり、これまでの市立幼稚園で行ってきた幼児教育の研究成果等を認定こども園や私立幼稚園に引き継げるよう配慮すべきである等の意見が寄せられました。

次に「3 保護者・地域住民説明会での意見等」ですが、意見等の多くは、市立幼稚園の存続を望むものでした。意見等の概要については、次ページ以降に記載のとおりです。

今後、廃園に向けた取り組みの進捗状況については、適宜ご報告してまいります。

教育指導課からの報告は以上です。

(荒川委員)

読ませていただき、また1ページ目の「議会での意見等」にもあるのですが、中央こども園の開園時期と廃園の時期には1年間の空白があるということで、これから幼稚園を考えられている保護者の方も少し不安があるのだと思いますけれども、その辺についてどうお考えになっているのか、お聞きしたいと思いました。

(教育指導課長)

幼稚園と認定こども園の位置づけについては、別問題ということのご説明をさせていただいておりますが、ただ、その時期がずれるということについて、その時期の部分で開園時期が最短で3年と言っている中では、例えば2歳児のお子さんをお持ちの方が次のことを考えるときに、もし3年保育の私立の部分と認定こども園を考える部分については、閉園時期が決定されるのが余り直近であると、そこのところ余りよく考えられずに、選択する余裕がないということで、閉園時期についてはもう少し考えていただけないかというご意見もいただきました。また、その時期のことについては、今後検討していくということでご説明してございます。

(三浦委員)

同じ質問なのですが、仮にもっと早くやめるのと、こども園との間に1年とかという空白期間がもしあるとしたら、その部分はどのようにお考えなのでしょう。現在の幼稚園の事業と認定こども園は、場所が全然違うから、教育委員会の責任外だからということで割り切ってしまうのか。その辺のト一

タルでの横須賀市の園児ということで、どのようなビジョンをお持ちなのか、お伺いしたいのです。

(教育指導課長)

今現在やっている市立幼稚園の教育の継続、そのノウハウの継続ということにつきましては、現在も幼小連携講座等で、保育園や幼稚園の関係者、またこれについては市立幼稚園の職員は本当に少ないので、そこには私立の方々にもたくさん来ていただいております。また、市で今やっております教育課程の研究会につきましても、私立の関係者の方々にも多数参加していただき、その研究成果を発表している部分でございます。それから、私立のほうにも研究委託ということでお願いしている部分もございまして、その辺の研究も進んでいます。このことにつきましては、そのノウハウをいろいろな部分でまた発信をしているところでございますが、その引き継ぎについては十分行って、横須賀市全体の幼児に対しての教育については充実させていきたいということは考えております。また、教育委員会として、全小学校を所管しておりますので、その市立の小学校を通じて、幼稚園への働きかけ、そして幼小連携ということを図っていきたくと考えております。

(森武委員長)

先ほどの質問等と重なるのかもしれませんが、当初の廃園予定のスケジュールで周知すれば皆さんに支障がないという判断でもともとはスタートしたと思うのですけれども、実際にこういうご意見をいただく中で、数点あるかと思うのですけれども、例えば、市立幼稚園は2年制ですけれども、私立のほうは3年制がメインということで、そのあたりのタイムラグとか、ある意味、実際に幼稚園を通わせている、あるいは通わせようとしている方からの意見というものもあると思うのですけれども、そのあたりについてどういう理解をされているかというのがもしあれば教えてください。

(教育指導課長)

私立については、3年保育が主でありまして、途中からの入園については厳しい部分があると思っております。そういう意味でも、十分保護者が選択できるような措置を講じていく必要があるかなと考えております。

(森武委員長)

わかりました。

(齋藤委員)

1件お伺いしたいのですが、お出しいただいた保護者とか関係者の方のご意見を読ませていただいて、例えばアレルギーという問題とか、病気などをお持ちのお子さんで、なかなか私立のほうでは受け入れていただけないというお子さんをお持ちの方のご心配な意見というのが出ているのですが、そういうお子さんについてはどのようにお考えでございましょうか。

(教育指導課長)

配慮を必要とするお子さんについては、現在でも私立のほうでもかなりの数を受け入れていただいております。それから、今おっしゃられたように、また特に配慮を要するお子さんについては、今回の制度改革の中で、認定こども園ができた中では、受け入れをしていくということの義務化もされておりますので、認定こども園が今後ふえていくということも含めまして、そこについては対応が可能と考えております。

(齋藤委員)

わかりました。ありがとうございます。

(森武委員長)

それでは、いろいろなご意見をお伺いして、まだこれから検討事項はあるかと思えますけれども、引き続き対応をよろしく願いいたします。

報告事項(4)『中学校の昼食(給食等)に関するアンケートについて』

(学校保健課長)

報告事項(4)「中学校の昼食(給食等)に関するアンケートについて」ご説明いたします。

まず「1 概要」についてです。5月と6月の教育委員会定例会でご報告させていただきました完全給食実施についての考え方などを含む中学校の昼食に関するアンケートを別添の調査票により実施いたします。

「2 調査票」についてですが、調査票は、対象者ごとに、生徒用アンケート、小学生保護者用アンケート、中学生保護者用アンケート、市民用アンケート、教職員用アンケートの5種類で、それぞれ別添のとおりでございます。

設問につきましては、各アンケートで共通のものが多いため、今回は中学生保護者用アンケートでご説明させていただきます。別添の調査票の「中学生保

護者」とインデックスのついている調査票の1ページをごらんください。

まず、点線の枠内で、アンケートへの協力のお願いと提出期限について記載しています。

次に設問ですが、まず属性等について、問1では、アンケートを持ち帰ったお子さんの性別について、問2では、保護者の子どもとの続柄について、問3では、保護者の年齢について、問4では、保護者の勤務形態などについて、問5では、世帯に小学生以下の子どもがいるかについての問いを設けています。

ページをおめくりいただき、2ページをお開きください。2ページでは、まず四角の枠の中に、基本情報1として、現在の横須賀市立の中学校の昼食について、説明を記載しています。

その上で、「家庭で作った弁当」に関しまして、問6では、弁当を子どもに持たせる頻度について、問7では、弁当を作ることへの負担についてどう感じているかについて、また3ページの問8、問9では、「家庭で作った弁当」について、よいと思う点と課題だと思う点についての問いを設けています。

次に、学校で注文できる「業者弁当・パン」に関しまして、問10では、子どもの利用頻度について、1枚おめくりいただき、4ページの問11と問12では、「業者弁当・パン」について、よいと思う点と課題だと思う点についての問いを設けています。

次に、4ページの下段、基本情報2では、四角の枠内に、小学校のような給食についての説明を記載しています。

5ページをごらんください。基本情報2の内容を踏まえた上で、問13と問14で、「小学校のような給食」のよいと思う点、課題と思う点についての問いを設けています。

1枚おめくりいただき、6ページをごらんください。四角の枠内に、基本情報3として、「弁当箱タイプの給食」についての説明を記載しています。その上で、問15と問16では、「弁当箱タイプの給食」のよいと思う点、課題と思う点についての問いを設けています。

さらに、7ページの問17では、もし「弁当箱タイプの給食」を実施した場合に、注文するかどうかについての問いを設けています。

次に、問18では、中学校の昼食の方式として、現在の方式、「小学校のような給食」の方式、「弁当箱タイプの給食」と「家庭で作った弁当」を併用する方式、その他の選択肢の中から、よいと思う方式を選ぶ問いを設けています。

なお、問18に関連する参考情報として、全国における中学校完全給食の実施率、保護者が負担する給食費、中学校完全給食を実施する場合に必要な市の経費についての試算額などを掲載しています。

ページをおめくりいただき、8ページをごらんください。問19では、完全給

食の実施についての考え方について、問いを設けています。

なお、参考情報と問 19 は、生徒用のアンケートには質問を設けていません。

最後に、ただいま説明しました中学生保護者アンケートに記載のない質問項目の主なものとしましては、生徒用アンケートでは、中学校での昼食時間に何も食べないことがあるかについて、教職員用アンケートでは、「小学校のような給食」、「弁当箱タイプの給食」を実施した場合、現在の昼食と比較してどのような影響があると思うかについて、また中学校の昼食に関する課題などについての質問項目を設定しています。

以上ご説明しました内容の調査票により、中学校の昼食（給食等）に関するアンケートを実施いたします。

以上で、報告事項（4）「中学校の昼食（給食等）に関するアンケートについて」の説明を終わります。

（齋藤委員）

1件お伺いしたいのですが、このアンケートにつきましては、設問の仕方とか、設問の文言を含めて、これまでも大変熱心にいろいろな意見を聞いて直していただいたりして、いよいよアンケートの実施になったわけですが、これを受けて、この結果は大体どれぐらいまでに分析して結果を公表されるようになるのか、大体の時間的なめどがありましたらお願いしたいのですが。

（学校保健課長）

この5種類のアンケートのうち、市民アンケートは、本日の定例会終了後早々にお送りしたいと思っております。期限が8月末になっております。したがって、市民アンケートの内容の精査などについては、9月中には何とか整理していきたいと思います。分析まではもう少し時間がかかると思います。

それから、学校関係につきましては、夏休みが明けるタイミングで調査票をお配りしますので、期限は9月の末を設定しております。したがって、生徒、保護者、教職員につきましては、10月から11月にかけて内容の整理と分析、続いて、現時点での予定といたしましては、何とか年内に細かい分析のどこまでできるかというところを今目標として、年内になるべく速報ということで、教員委員の皆様にもご報告したいと考えているところでございます。

（齋藤委員）

わかりました。よろしく願いいたします。

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

(森武委員長)

秘密会に入ります前に、次回教育委員会会議について、委員の皆様にお諮りいたします。

8月臨時会の議案である教科用図書採択については、例年、市民の皆様の関心が大変高く、傍聴希望の方に多数お越しいただくことが予想されます。傍聴定員を超える方にお越しいただいた場合、選に漏れてしまう方が出てまいります。このため、次回8月臨時会に限り、会議室の隣室に音声のみを流すことが可能な機材を設置し、審議の音声のみを隣室に流したいと思いますが、このことについて委員の皆様からご意見はございますでしょうか。

(意見なし)

(森武委員長)

また、教科用図書採択ですので、教科用図書採択検討委員会の委員長及び高等学校、特別支援教育、中学校各専門部会部会長の出席について、ご異議はありませんでしょうか。

(各委員)

異議なし

(森武委員長)

その他の職員の出席について、ご意見はございませんでしょうか。

(教育長)

私ども教育委員が責任を持って選択をするということに当たりまして、専門部会各部会長からのご報告をいただくわけですけれども、諮問に対しての答申案をつくるにつきましては、それぞれ専門部会の下部組織として、調査部会、事務部会が設置されて検討してまいりました。それぞれの教科ごとの調査部会、事務部会には、教育委員会の事務方の庶務を担当する立場として各教科の指導主事が全回立ち会っており、その会議のいきさつ、討議の内容等を詳細に把握しておりますので、参考意見をこちらから伺う立場として、各教科の指導主事

に出席していただけたらよろしいかなと思っておりますので、指導主事の出席についてご審議いただければと思います。

(森武委員長)

ただいま青木教育長より、関係指導主事の出席についてご発言がございましたが、ご意見はありますでしょうか。

(意見なし)

(森武委員長)

それでは、8月臨時会については、音声のみを隣室に流すこととし、教科用図書採択検討委員会の委員長及び高等学校特別支援教育、中学校専門部会各部会長並びに関係指導主事の出席について許可してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(森武委員長)

それでは、許可することといたしますので、事務局のほうで準備をお願いいたします。

委員長 日程第2から日程第3は、今後市長が議会に提出する案件であるため秘密会とすることを宣言。
関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成27年7月31日（金） 午前11時10分

横須賀市教育委員会

委員長 森 武 洋